建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 12 月 27 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年10月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　近畿ニチレキ工事株式会社　吉田　　努　滋賀県守山市勝部４－２－17　国土交通大臣許可（般特－28）第9079号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（防水工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年10月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 12 月 27 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年11月６日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　上都建設株式会社　堂上　雄一　大阪府大阪市阿倍野区文の里４－17－36　国土交通大臣許可（特－26）第16108号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年11月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 12 月 27 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年11月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社マルダイ　太田　　正　大阪府八尾市八尾木６－126　国土交通大臣許可（般－25）第23479号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建具工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年11月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成 29 年 12 月 27 日

技術管理センター所長　伊地知　章

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本公示に係る契約締結は、当該契約に係る平成30年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

1．当該招請の主旨

本業務は複合型航空路監視センサー処理装置（ＨＡＲＰ）及び特定空域ターゲットデータ抽出装置（ＳＬＩＭ）に使用されているＯＳ・ミドルウェア及び運用ソフトウェアの保守作業を行うとともに、障害発生の際には障害対応支援を行うものである。

下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の技術情報を有している法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札へ移行する。

2．業務概要

⑴　業務名　平成30年度複合型航空路監視センサー処理装置等ソフトウェア保守

⑵　業務内容　ＨＡＲＰ及びＳＬＩＭのソフトウェア保守

⑶　履行期間　平成30年４月１日から平成31年３月31日まで

3．業務目的

本業務はＨＡＲＰ及びＳＬＩＭに使用されているＯＳ・ミドルウェア及び運用ソフトウェアの保守作業を行うとともに、障害発生の際には障害対応支援を行うものである。

4．応募要件

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　業務執行体制に関する要件

⑶　運用支援に必要となる技術等に関する要件

5．手続等

⑴　担当部局

〒359－0042 埼玉県所沢市並木１丁目12番地東京航空交通管制部内　国土交通省航空局交通管制部管制技術課技術管理センター管理係　電話04－2991－5555　ＦＡＸ04－2991－5556

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年12月27日から平成30年１月22日まで

場所：⑴に同じ。

⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成30年１月23日17：00

場所：⑴に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6．その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５．⑴に同じ。

⑶　契約の予定日　平成30年４月１日

⑷　随意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由

第15条ｂ「排他的権利の保護」

7．Summary

⑴　Subject matter of contract: Software support service of hybrid air-route surveillance sensor processing equipment, etc 1 set.

⑵　Time-limit to express interests: 17：00 23 January 2018

⑶　Contract point for documentation relating to the proposal: Administration section, Technical management center, 1－12 Namiki Tokorozawa-city Saitama 359－0042 Japan. TEL 04－2991－5555

⑷　Expected date of the contract award: 1 April 2018

⑸　Reason for the use of the single tendering procedure as provided for in the Agreement on government Procurement: b

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第７９５４号

東京都渋谷区東１－13－４

債務者　ゴーウィズザブルー有限会社

代表者取締役　青木　晃治

1　決定年月日時　平成29年12月13日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中村　繁史

4　破産債権の届出期間　平成30年１月17日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部